

総務文教常任委員会

6月定例会で付託された議案1件と請願1件を審査しました。

★民事調停事件に係る調停について

秋月中町区にある、市指定天然記念物である「田代家イヌマキ」の木の枝が、隣接地の駐車場との境界を越え、落ち葉が散乱するなどしたため、平成10年頃からトラブルとなり、話し合いを進めてきたが調整できませんでした。

より市長へ調停の申し立てがなされ、調停、協議を行った結果、土地及びイヌマキを朝倉市に寄附し、朝倉市がイヌマキの管理を行うことと調停が成立しました。

なお、寄附後は地元、秋月中町区が土地を活用する代わりに、イヌマキを無償で管理することで管理料は発生しません。今後の管理については、過度な要求に基づく過度な管理にならないことを確認し、全員異議なく原案のとおり可決しました。

イヌマキが市指定天然記念物であることから、駐車場所有者から市の管理責任など申し入れがされ、イヌマキ所有者からは、朝倉市文化財保護条例に基づき、管理行為の補助に対する要望書が提出されました。



市指定天然記念物「秋月田代家イヌマキ」

平成22年7月、甘木簡易裁判所

環境民生常任委員会

6月定例会で付託された議案4件を審査しました。

★専決処分について（平成23年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）

平成22年度の国民健康保険特別会計の額の確定見込みに伴い、平成22年度の歳入不足を補てんするため、平成23年度予算において7千500万円を繰上充用する予算の補正を専決処分により行ったものです。本特別会計は依然として厳しい運営状況にあります。



健康づくりはメタボ解消から

★朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定について

この改正は東日本大震災の被災者の負担軽減を図るためのものです。住民税の雑損控除や住宅ローン減税の適用、また、固定資産税の課税標準、連帯納税義務及び仮換地に特例を設けるもので、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

★看板の倒壊事故による損害賠償について

朝倉支所に建っていた市の木製看板が強風により倒れ、被害者の所有する倉庫の屋根の一部を損傷したため、その損害を賠償し和解契約を締結するものです。その他、朝倉市火葬施設条例の一部を改正する条例の制定についてを含む全4議案について、全員異議なく承認・可決しました。

建設経済常任委員会

6月定例会で付託された議案2件を審査しました。

★財産の取得について

平成22年10月に朝倉農業高等学校校友会から約6万平方メートルの土地の寄附を受けた後、一体的に活用するために約5万9千平方メートルの土地を、1億8千650万6千円で福岡県から購入するものです。現地視察後の委員会審査では、平成23年度当初予算で用地取得費2億600万円を計上していましたが、県との協議のなかで時点修正があり、1億8千650万6千円

になった経過など説明を受けました。また、跡地活用の方向性について執行部の見解を質しました。

討論・採決の際、明確な目的がないままではなく、実施計画ができてから県有地を取得すべきであるとの反対意見や、先行取得に賛成することを非常に苦慮するなどの意見がありました。しかし、朝農校友会からの寄附を受け、これまで県有地と一体的に活用することを目的に取り組んできた経緯など勘案し、市民にとっても1日でも早く解決する必要がある、この取得は跡地活用への新たな前進にもつながるため、今年度中に跡地活用の方向性を必ず出すことを強く要望し、賛成多数で可決しました。

★市道路線の認定について

現地確認を行い、原案のとおり可決しました。



委員会で現地視察